第

625

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 7月17日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[△]外国に単身赴任する場合は居住者それとも非居住者?

Q:私は、外国にある子会社に単身赴任することになりましたが、居住者、非居住者のどちらに該当することになるのでしょうか。

A: 赴任期間が1年以上である場合には、 非居住者と推定されます。

【解説】

所得税法は次のどれかに該当する場合には、 その人は、国内に住所を有しないものと推定 することになっています。

- (1)国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
- (2)外国の国籍を有し、または外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その人が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその人の職業及び資産の状況に照らし、その人が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

なお、居住者と非居住者では、課税対象と なる所得の範囲が次のように違います。

(1)非永住者以外の居住者

日本国内で得た所得はもちろん、外国において得た所得も含めてその人に帰属するすべての所得

(2)非永住者

日本国内で得た所得のほか、外国で得た所 得のうち日本国内で支払われ、又は日本国 内に送金されたもの

(3)非居住者

日本国内に源泉がある所得







